

定期積金証書不発行及び預金規定電子化のお知らせ

令和2年4月1日から預金事務の変更を行いますので、ご案内いたします。
組合員の皆様におかれましては、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 定期積金証書の不発行化について

(1) 変更内容

- ①現在、定期積金新規申し込みの際には、組合員様に定期積金証書を発行していましたが、組合員様の保管負担の軽減と証書紛失・盗難防止が図れることから、令和2年4月新規給与控除開始分から定期積金証書を不発行とし、電子的に管理いたします。
- ②令和2年4月以降は、新規契約内容をご確認いただくため、初回掛金の払込み後、「定期積金ご契約のお知らせ」をご送付いたします。

(2) 開始時期

令和2年4月新規給与控除開始分から不発行予定

※「定期積金証書不発行に伴うQ&A」をご確認ください。

2 預金規定の電子化について

(1) 変更内容

- ①現在、新規口座開設の際には、組合員様に紙ベースの預金規定を交付していましたが、環境に配慮した取り組み（紙使用量の削減）を推進するため、令和2年4月1日から預金規定の電子化を行います。
- ②令和2年4月以降は、当組合のホームページで最新の預金規定を確認することができるため、預金規定の窓口配布等は終了いたします。
- ③組合員様から紙ベースでの配布依頼があった場合には、窓口等で対応します。

(2) 電子化を予定している預金規定

- ①普通預金規定
- ②総合口座取引規定
- ③期日指定定期預金規定
- ④自由金利型定期預金（スーパー定期）規定
- ⑤自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ⑥定期積金規定
- ⑦個人キャッシュカード規定
- ⑧法人キャッシュカード規定
- ⑨休眠預金規定

(3) 開始時期

令和2年4月1日から電子化予定

※「預金規定電子化に伴うQ&A」をご確認ください。

定期積金証書不発行に伴う Q & A

Q 1. なぜ、定期積金証書を不発行にするのですか。

A 1. 定期積金証書は、満期日まで保管をお願いしなければならず、定期積金証書を紛失されている場合には喪失届の提出等のご負担をおかけすることになっていました。定期積金証書を不発行とすることにより、それらの手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を軽減することができます。

組合員の皆様からお預かりしている定期積金は、従来から電子データにて厳格に管理しており、組合員の皆様の権利につきましてはこれまでと変わりありませんのでご安心ください。

Q 2. 新たに定期積金を申込みしたときは、定期積金証書に代わるものはありますか。また、不発行化された定期積金の内容（満期日・積立残高等）を確認する方法はありますか。

A 2. 令和 2 年 4 月新規給与控除開始分から、契約内容は、初回掛金の払込み後にお送りする「定期積金ご契約のお知らせ」をご参照ください。ご不明な点がある場合には、預金課までお問い合わせください。また、組合員様からの残高確認等のご請求時には、残高証明書（有料）を随時発行いたします。

Q 3. 新たに定期積金を申込みしたときに受け取った「定期積金ご契約のお知らせ」はどうすればよいですか。

A 3. 初回掛金の払込み後にお送りする「定期積金ご契約のお知らせ」は、定期積金契約明細としてご利用ください。また、次回お申し込み時の参考にご利用ください。

Q 4. 手元にある定期積金証書はどうすればよいですか。

A 4. 現在お持ちの定期積金証書は、定期積金契約の証として発行してまいりましたので、満期まで保管してください。また、既存契約分を中途解約される場合や満期解約時に現金受領される場合も、お手元の定期積金証書のご提出が必要となります。氏名が変更になった場合は、お手元の定期積金証書と本人確認書類（運転免許証、共済組合員証等）と届出印章をお持ちください。

Q 5. 現在、定期積金証書が手元に見当たらないのですが、届け出る必要はありますか。

A 5. 紛失または盗難にあわれた場合は、利用停止の手続きを行いますので早急に預金課までご連絡ください。

丸八信用組合 預金課 TEL 0 5 2 - 9 5 1 - 1 2 4 5（午前 9 時～午後 5 時）

預金規定電子化に伴うQ&A

Q 1. なぜ、預金規定を電子化にするのですか。

A 1. 口座開設の際にお渡しした預金規定は、法改正などにより、最新の預金規定を確認しにくい課題がありました。預金規定を電子化しホームページに掲載することで、最新の預金規定を常時閲覧することができます。

Q 2. 新たに積金を申込みするときは、預金規定を確認する方法はありますか。

A 2. 令和2年4月1日から、当組合のホームページで最新の預金規定が下記URLより閲覧いただけます。

<https://www.maruhachi-shinkumi.jp/>

(令和2年4月1日以降は、上記URLに変更となります。)

なお、ホームページが閲覧できないお客様は窓口にお申し出ください。

Q 3. 紙ベースの規定配布を希望する場合はどうすればよいですか。

A 3. ホームページが閲覧できないお客様で、紙ベースの配布を希望する場合は、窓口にお申し出ください。